

議題（2）本納小学校の土砂災害防止法に伴う区域指定の対応について

【経過】

平成 30 年 7 月 7 日 千葉県長生土木事務所

- ・本納小学校保護者に対して土砂災害防止法に伴う区域指定の説明会を開催
- ・説明会后、概ね 3 か月後には本納小学校裏の崖について「土砂災害警戒区域」及び「土砂災害特別警戒区域」に指定される予定（平成 30 年 10 月頃）

平成 30 年 8 月 1 日 本納小学校 P T A

市長及び教育長に対して、「本納小学校の安全対策についての要望書」が提出される。

【要望内容】

- 1 安全な場所への移転について
 - （1）移転場所としましては、近くで利便性の良い本納中学校への移転が望ましい。
 - （2）本納中学校の余剰教室を活用したり、新校舎を建設するなどして対応できる。
- 2 移転時期について
 - （1）できるだけ早期での移転を要望する。
- 3 特色ある教育について
 - （1）本納小学校と本納中学校を併設し、小中一貫教育を導入する。
 - （2）中学校の先生に小学生への指導をしてもらうことで、専門的な学習や部活動を推進する。

【今後の対応】

教育委員会

子どもたちの安全確保という視点から土砂災害防止法の区域指定を重く受け止めている。要望書にある本納中学校への移転については、本納小学校に近いという利便性や空き教室の活用を考えると、崖の危険性回避のための有力な移転先として、今後前向きに検討していく。

※本納中学校・・・普通教室 14 教室（現在 7 教室を使用）

- ・本納中学校の学級数は、今後 2、3 年は 7 学級から 8 学級で推移し、その後 6 学級になる見込み。
- ・普通教室は本納小学校が入ることは可能だが、ことばの教室や特別支援学級の教室などの関係で増築が必要となる見込み。